

「わたむき自動車プロジェクト」推進協議会
設立総会 議案書

と き 令和4年1月17日（月）

午後2時00分～

ところ 近江日野商人ふるさと館「旧山中正吉邸」

「わたむき自動車プロジェクト」推進協議会 設立総会

次 第

1. 開会

2. あいさつ

3. 「わたむき自動車プロジェクト」推進協議会の設立について

4. 議事

第1号議案 推進協議会規約の制定について

第2号議案 令和3年度事業計画（案）について

第3号議案 令和3年度収入支出予算（案）について

5. わたむき自動車プロジェクトの取組説明

（1）令和4年2月実施の通勤・通学実証実験について

（2）日野町における人流について

（3）官民共創の取組と周遊アプリについて

6. その他

7. 閉会

「わたむき自動車プロジェクト」推進協議会 設立趣意書

1. 趣旨

日野町が「住んでみたい、住み続けたいまち」となるためには、利用者の減少等によって厳しい状況にある地域公共交通を再び活性化させることが不可欠となっている。

若い人も高齢者も親子連れも来訪者も、だれもが利用しやすい公共交通を、みんなが利用しているまち「日野町」を目指し、関係機関の緊密な連携と協力のもと、持続可能な交通ネットワークの形成に向けた検討と実証実験を行い、日野町内における持続可能な公共交通体系構築に向けた取り組みを推進し、町民福祉の増進と地域経済の発展、脱炭素地域づくりの推進を図る。

戦前に、日野商人・山中正吉氏が経営していたバス運行会社である「綿向自動車株式会社」の進取の気風を受け継ぎ、地域が一丸となって持続可能な地域公共交通を推進していく気概を込め、ここに「わたむき自動車プロジェクト」推進協議会を設立する。

2. 設立に至るまでの経過

- 令和3年 4月1日 「わたむき自動車プロジェクト」開始
 - 日野町公共交通政策推進室設置
 - 地方自治研究機構との共同調査研究「持続可能な地域公共交通の在り方に関する調査研究」の開始
- 令和3年 6月4日 観光庁観光拠点再生計画の採択（滋賀県中心に計画策定）
- 令和3年 7月8日 株式会社 Agoop と日野町との地域包括連携協定の締結
- 令和3年 8月 町民対象のアンケート調査の実施
(地方自治研究機構との共同調査研究)
- 令和3年12月6日 国交省ビッグデータ活用による旅客流動分析実証実験事業採択

令和4年1月17日

「わたむき自動車プロジェクト」推進協議会

第1号議案

「わたむき自動車プロジェクト」推進協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「わたむき自動車プロジェクト」推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、関係機関の緊密な連携と協力のもと、日野町内における持続可能な交通ネットワークの形成に向けての検討と実証実験を行い、日野町内における持続可能な公共交通体系構築に向けた取組を推進し、日野町民の福祉の増進、地域経済の発展および脱炭素地域づくりの推進を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を共同実施する。

- (1) ビッグデータを活用した移動需要の把握（現状把握、取組進捗管理等）
- (2) 持続可能な公共交通体系構築に向けた事業（調査検討、実証実験）
- (3) 移住・定住促進に向けた多様な移動ニーズに対応する取組
- (4) 公共交通を活用した町内周遊促進に向けた取組
- (5) その他目的を達成するために必要な事項

（組織）

第4条 協議会は、委員をもって組織する。

（委員）

第5条 委員は、日野町、近江鉄道株式会社、近畿運輸局滋賀運輸支局、滋賀県、一般社団法人日本自動車販売協会連合会滋賀県支部、輪の国びわ湖推進協議会、一般社団法人滋賀県バス協会（令和3年度「滋賀県日野町持続可能な地域公共交通の在り方に関する調査研究委員会」委員長）、日野町商工会、日野観光協会、株式会社Agoop、株式会社スカラおよび実証実験に参加する企業・事業所をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じて、目的に賛同する事業者および団体を委員に加えることができる。

（役員）

第6条 協議会に会長、監事を置く。

- 2 会長は日野町長とし、監事は会長が指名するものとする。

（オブザーバー）

第7条 協議会の目的を達成するために必要な助言と協力を得るため、オブザーバ

一を置くことができる。

2 オブザーバーは、会議に諮った上で会長が委嘱する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、日野町企画振興課とする。

2 事務局長および事務局員は、会長が任命する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、次のとおりとする。

(1) 総会

(2) 分科会

(総会)

第10条 総会は委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、会長が議長となり、次の事項を審議する。

(1) 事業計画および収支予算

(2) 事業報告および収支決算

(3) 協議会規約の変更

(4) その他重要な取決め事項

3 総会は、その権限に属する事項の一部を分科会に委任することができる。

(分科会)

第11条 協議会事業の円滑な運営を図るために、分科会を置く。

2 分科会は、各委員が指名した者により構成する。

3 分科会は、事務局長が招集し、次の事項を審議する。

(1) 第3条に規定する協議会事業の運営

(2) 前条第3項の規定により委任された事項

(3) その他必要な事項

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金およびその他の収入をもって支弁する。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、令和4年1月17日から施行する。

第2号議案

令和3年度事業計画（案）

1. 取組方針

(1) 過疎地モデルではない公共交通施策

人口減少により、利用者が減少することを前提とした過疎地モデルではなく、工業団地に企業群が立地し、昼間流入人口が流出人口よりも多いという日野町の特徴を「強み」として、その移動需要を公共交通にシフトし、活性化させるなど、日常利用を中心に「利用者を増やすこと」を目指す。

(2) あらゆる移動需要に対応し、あらゆる方々が使える公共交通施策

交通弱者のみを対象とするのではなく、あらゆる人を対象として、通勤・通学や通院などの「必要な移動」はもとより、「イベントへのお出かけ」、「町内飲食店等への往復」など、これまで、公共交通において十分に対応できてこなかった移動需要にも応えたマイカーに頼り過ぎない、環境にやさしいまちを目指す。取組にあたっては、鉄道、バス、タクシー、自転車、小型モビリティなど、あらゆる手段をうまく組み合わせて利用できる体系を目指す。

(3) まちなかのにぎわいづくり

移動した先の「楽しみ」となる賑わいづくりを並行して進め、公共交通活性化を通じて、町内経済の活性化を推進していく。また、乗換拠点でのにぎわい創出をあわせて進める。

2. 事業概要

(1) 公共交通体系の構築

町で働く人、町で暮らす人、町で過ごす人、あらゆる方々がマイカーに頼り過ぎることなく、地域を移動できる体系を構築する。通勤・通学、通院などのほか、町内行事参加や料理飲食店等利用など「あらゆる移動需要を満たすことができる体系」を目指して、「官民共創」により、最新のデジタル技術を積極的に導入していく。

(2) 公共交通による地域活性化、移住・定住促進や関係・交流人口の拡大

町内周遊促進の仕掛けづくりや乗換拠点（ターミナル）での「楽しみ」づくりを進め、公共交通を活用した移動による町内商工事業者の活性化や観光施設の活性化を推進するとともに、町外からの移住・定住促進や、テレワーク推進等の取組とも連携して、関係・交流人口拡大を図る。

3. 令和3年度事業

(1) 通勤・通学における移動の公共交通への転換の促進

- ・ 工業団地への通勤（ダイフク、オーケーエム）の公共交通への転換を促進
（桜川駅、日野駅での近江鉄道・近江バスから通勤バスへの乗換）
- ・ 湖南サンライズから必佐小学校への徒歩通学のバス通学への転換

(2) 周遊アプリを活用した町内周遊促進

第3号議案

令和3年度収入支出予算(案)

収 入

科 目	予算額	内 容
負 担 金	12,000,000	町負担金 12,000,000円
合 計	12,000,000	

支 出

科 目	予算額	内 容
事 業 費	12,000,000	実証実験バス借上費 5,000,000円
		実証実験鉄道バス乗車費 4,500,000円
		人流データ分析・公共交通施策立案支援等 2,500,000円
合 計	12,000,000	